

Ⅲ 外国人の特別入学者選抜

第1 募 集

1 応募資格

次の(1)のア、イ又はウの志願資格を有する者で、かつ、(2)の志願要件に該当する者

(1) 志願資格

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成28年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成28年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者（別記6，83ページ参照）

(2) 志願要件

保護者等とともに千葉県内に居住しているか又は居住予定のある外国籍の者等のうち、入国後の在日期間が3年以内の者

この場合、「入国後の在日期間が3年以内」とは、原則として、入国した日から平成28年1月31日（日）までに3年が経過していない場合をいう。

2 外国人の特別入学者選抜を実施する学校、課程、学科及び入学許可候補者の予定人員

学 校	課 程 学 科	入学許可候補者の予定人員
千葉県立京葉工業高等学校	全日制の課程 機械科・電子工業科・ 設備システム科・建設科	入学許可候補者の予定人員については、別に定める。 また、「I 前期選抜」の予定人員の一部とする。
千葉県立幕張総合高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立柏井高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立市川昂高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立松戸国際高等学校	全日制の課程 国際教養科	
千葉県立流山おおたかの森高等学校	全日制の課程 国際コミュニケーション科	
千葉県立成田国際高等学校	全日制の課程 国際科	
千葉県立富里高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立市原八幡高等学校	全日制の課程 普通科	
柏市立柏高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立市川工業高等学校	定時制の課程 機械電気科・建築科	

第2 出 願

1 総 則

「I 前期選抜」の「第2 出願」の1に定めるところによる。この場合における読替え等は、次のとおりとする。

(1) 1の(3)は、「規則、当該市立高等学校の通学区域を定める規則等に反しない限り、同一高等学校の同一課程の外国人の特別入学者選抜を実施する異なる学科については、第2希望を申し出ることができる。」と読み替える。

(2) 1の(4)は、適用しない。また、1の(5)の「上記(4)に定める者のほか、」を削る。

(3) 1の(6)は、「上記(5)に該当し、志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者は、規程第3条の規定により、次の「2 出願書類等」の表中(7)、(8)及び(9)の書類を、志願する高等学校の校長に提出して、承認を受けなければならない。ただし、市立高等学校を志願する者のうち、上記(5)に該当する者は、当該市教育委員会が定めるところによるものとする。」と読み替える。

2 出願書類等

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書・収入証紙貼付票・受検票・入学願書等受理証	所定の用紙（別紙2）に所要事項を記入すること。 入学検査料については、収入証紙貼付票に、「I 前期選抜」の「第2 出願」の2の入学検査料一覧表のとおり収入証紙を貼付すること。 写真貼付欄に、写真2枚（縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽、平成27年12月1日以降に撮影したもの。カラー・白黒いずれも可）を貼付すること。
(2) 外国人特別措置適用申請書	所定の様式（様式8の(1)又は(2)）で作成すること。
(3) 外国籍であることを証する書類	在留カード、特別永住者証明書又はこれに代わる書類を提出すること。

書 類 等	摘 要
(4) 調査書	所定の様式（様式1）で作成すること。 なお、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
(5) 返信用封筒	82円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(6) 自己申告書	「欠席が多い理由」又は「障害があることによって生ずる事柄等」について説明しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成すること。また、原則として志願者本人が記入し、封をすること。 なお、「欠席が多い」とは、年間の欠席日数が30日以上の場合とする。
(7) 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「I 前期選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書（様式15）を提出すること。
(8) 誓約書	「I 前期選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式16）を提出すること。
(9) 必要に応じて提出する書類	「I 前期選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、事情説明書、身元引受人承諾書等の千葉県公立高等学校入学選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。
(10) 学習成績分布表及び個人成績一覧表	在籍中学校の校長は、所定の様式（様式2の(1)及び(2)）で作成した学習成績分布表及び個人成績一覧表を志願する高等学校の校長に提出又は送付すること。 なお、過年度卒業者については、学習成績分布表及び個人成績一覧表の提出を必要としない。

注 1 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6，83ページ参照）が出願する場合は、別記7（84～85ページ参照）に示す書類等を提出する。

2 市立高等学校にあっては、(7)、(8)及び(9)について、当該市教育委員会の定めるところによる。

3 出願手続

(1) 志願者は、出願書類等を志願者の在籍（出身）中学校の校長を経由して、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、志願する高等学校の校長に提出する。

(2) 出願書類等の提出期間及び受付時間

「I 前期選抜」の「第2 出願」の3の(2)に定めるところによる。

第3 調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表等

「II 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第3 調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表等」に定めるところによる。

第4 受検票等の交付

「I 前期選抜」の「第4 受検票等の交付」に定めるところによる。

第5 検 査

1 検査期日

平成28年2月10日（水）

2 検査場所

志願した高等学校

3 検査の内容

面接及び作文（いずれも英語又は日本語による）

4 検査時間割

8:45	集合
8:45～8:55	受付・点呼
8:55～9:10	注意事項伝達
9:25～	検査

注 検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

5 受検者心得

- (1) 受検票を必ず持参すること。
- (2) 当日、午前8時45分までに志願した高等学校に集合すること。
- (3) 携帯品、その他留意事項については、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。
- (4) 時計を携帯する場合は、時計機能のみのものであること。
- (5) 携帯電話等は、検査室に持ち込まないこと。
- (6) 検査室内では、物の貸借はしないこと。

第6 選 抜 方 法

- 1 中学校の校長等から送付された調査書、外国人特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を資料とし、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。
なお、調査書の評定については、「Ⅰ 前期選抜」の「第6 選抜方法」の2に定める算式1で算出した数値を選抜の資料とする。また、算式1により難しい者については、総合的に判定する。
- 2 「欠席が多い理由」又は「障害があることによって生ずる事柄等」について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 3 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。
- 4 各高等学校の外国人の特別入学者選抜の選抜・評価方法（予定）は、各高等学校のWebページにおいて公表する。公表する時期は、別に定める。

第7 選抜結果の発表、通知及び入学の確約

「Ⅰ 前期選抜」の「第7 選抜結果の発表、通知及び入学の確約」に定めるところによる。

第8 入学許可候補者の発表

「Ⅰ 前期選抜」の「第8 入学許可候補者の発表」に定めるところによる。

第9 入学許可候補者に内定しなかった者の取扱い

「Ⅰ 前期選抜」の「第9 入学許可候補者に内定しなかった者の取扱い」に定めるところによる。

第10 その他

- 1 志願を取り消す者及び入学を辞退する者が出た場合には、中学校の校長等は、速やかに文書（様式6の(1)又は(2)）により当該受検者の志願した高等学校の校長に連絡しなければならない。
なお、志願を取り消そうとする者が、平成28年2月16日（火）正午までに志願取消の手续をせず、入学許可候補者に内定した者として発表された場合は、「Ⅶ 後期選抜」、「Ⅸ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」及び「Ⅺ 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」を志願できない。
- 2 障害があるため通常の方法では受検が困難であると認められる生徒に対する措置については、別記10（87ページ参照）によることとする。
また、障害のある生徒の入学者選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 3 この要項に定めるもののほか、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。ただし、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。